

## 内閣総理大臣の異議——米内山事件（最大決1953年1月16日民集7巻1号12頁）

南野, 森

<https://hdl.handle.net/2324/25633>

---

出版情報 : 2012-08  
バージョン :  
権利関係 :

## 内閣総理大臣の異議……米内山事件

187 最大決昭和28・1・16 民集七卷一号二二頁

関連条文 旧行政事件訴訟特例法一〇条（現行訴訟法二七条）

### 執行停止決定と内閣総理大臣の異議の関係はいかなるものか。

#### 事実

青森県議会で除名処分をうけた米内山義一郎県議が、除名処分の取消と執行停止を求めて訴えたところ、青森地裁が除名処分取消請求の判決確定までの処分の効力の停止を認めため、内閣総理大臣が行政事件訴訟特例法に基づき異議を申し立てた。同地裁はこの異議を不合法として執行停止決定を取り消さない決定をしたため、県議会が特別抗告した。

#### 裁判所の見解

「行政事件訴訟特例法一〇条二項但書の内閣総理大臣の異議は、同項本文の裁判所の執行停止決定のなされる以前であることを要するものと解するを相当とする。ただし右一〇条二項は：内閣総理大臣の異議が述べられたときは、裁判所は執行停止の決定をすべきでないという趣旨の規定であつて、停止決定後に異議が述べられた場合をも含んだ規定とは解せられないからである」。

#### 解説

民事保全法の仮処分制度は行訴法四四条により公権力行使について適用が排除され、代わりに執行停止制度が定められている（行訴法二五条）。本判決は行訴法の前身にあたる行訴特例法の時代のものであるが、本判決により内閣総理大臣の異議は裁判所の執行停止決定の前でなければ意味をなさないこととされたため、行訴法の制定にあたって同様の

制度を定めるにあたり、わざわざ「執行停止の決定があつた後においても同様」と定め、また異議があつた場合に「すでに執行停止の決定をしているときは、これを取り消さなければならぬ」と規定された（同法二七条一項、四項）。

このような、裁判所の決定を行政権の判断によつて一方的に覆す制度にはかねてより違憲の疑義が呈されてきた（本判決に付された眞野毅裁判官の意見も同旨）。行訴法制定時にも賛否両論あつたものの、仮の権利保護は本来的司法作用ではないとか、行政処分の停止も本来的には行政作用であるといった当時の通説的見解に基づき制度が維持された。近年では合憲性に疑義を呈する学説が多く（長谷部三八九頁、辻村四四八頁など）、「少なくとも立法論としては廃止を相当とするのが学説の大勢である」（行政法の争点二二三頁〔村上裕章〕）が、二〇〇四年の行訴法改正に際しては維持された。

なお、本判決の多数意見では検討されていない論点であるが、田中耕太郎裁判官の少数意見、栗山茂裁判官の反対意見、小林俊輔裁判官の補足意見が、いわゆる部分社会論あるいは自律権論の考え方を展開し、出席停止処分か除名処分かを問わず地方議会による議員の懲罰には司法審査が及ばないとしており、さらには眞野毅裁判官の意見がそれらを激しく批判していることが注目される（関連して、189、190判決を参照）。

▼評釈——山本龍彦・判プラ289、紙野健二・行百II 203

〔裁判所〕